風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)

(傍線の部分は改正部分)

第一条 習は、 とする る者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するもの び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有す 実施することができると認められる法人がダンスの教授に関する技能及 という。)第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講 (法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習) ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」 改 正 後 第一条 習は、 された法人をいう。次条において同じ。)がダンスの教授に関する技能 三月二十四日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立 において同じ。 法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。 次条 という。)第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講 (法第二条第一項第四号の政令で定めるダンスの教授に関する講習) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法. 社団法人全日本ダンス協会連合会 (昭和六十年五月三十日に社団) 又は財団法人日本ボールルームダンス連盟 (平成四年 改 正 前

(法第二条第一項第四号の政令で定める者)

力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安り指定された講習を行う法人が当該講習の課程を修了した者と同等の能第一条の二(法第二条第一項第四号の政令で定める者は、前条の規定によ)は

委員会に推薦した者とする。

(法第二条第一項第四号の政令で定める者)

のとする。

する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するも

及び知識に関して行う講習であつて、ダンスを有償で教授する能力を有

委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者とする。定する講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルームダンス連盟が前条に規第一条の二 法第二条第一項第四号の政令で定める者は、社団法人全日本